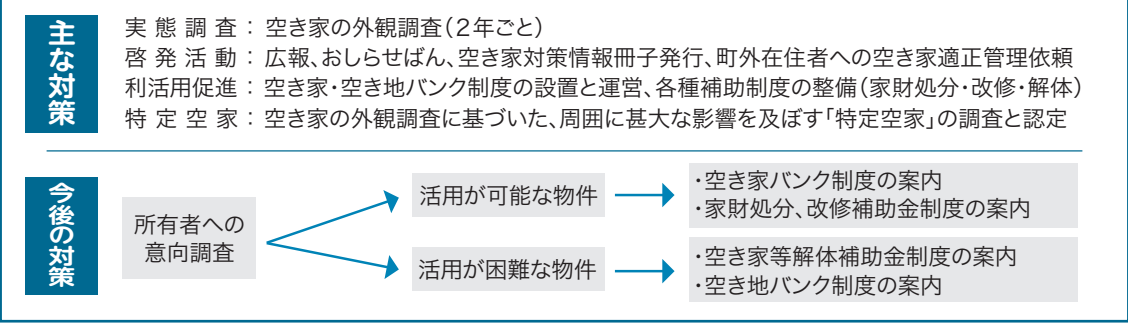


シリーズ町の課題 vol.12 空き家問題を解決するのは誰？



町では空き家対策として各種制度の策定や啓発を行っています



しかし!!実際に決断し行動に移すことができるのは所有者だけです!

今からできる空き家対策があります!

1. 空き家対策について関心を持って調べ始めましょう
2. 自分の考えや思いをまとめて書き留めてみましょう
3. 親族や周囲の人たちと話し合いの場を持ちましょう
4. 相続や権利関係について予め確認しておきましょう
5. 仏壇やお墓をどのようにするか考えておきましょう
6. 不用品の処分や家財の整理を少しずつ始めましょう
7. 活用や解体など様々な角度から検討してみましょう

空き家問題を解決するのは「あなた」です!
さあ!取りかかりましょう!!



※自宅や実家が、突然、空き家になる可能性もゼロではありません。
空き家になることが想定される「**空き家予備軍**」も早めの準備が必要です!

空き家問題を取り上げたシリーズ町の課題は今月号で終了です。1年間ありがとうございました。
引きつづき、空き家・空き地に関するご相談は地域創生課 0241-82-5220 へ